



医療費が高額になる方へ

医療費が高額となる場合、負担を軽減する高額療養費制度があります。
最終的な自己負担限度額は、同じになりますが、
窓口での負担や手続きが変わりますので、よく確認しましょう。

①→②→③の順
に窓口負担額が高
くなっていくね

マイナ保険証は限度額を超え
る支払いが免除されて、事前の申
請もいらないよ

医療機関へのお支払いが…

・済んだ方は

・これからの方は

※例：70歳未満・区分工（課税所得額 210 万円以下）で、総医療費 100 万円、
一部負担金（3割）が 30 万円の場合（自己負担限度額 57,600 円）

① 限度額適用認定証

の申請をしましょう。

申請は
お早めに！



自己負担限度額を超える支払いがありません。

※窓口負担額：57,600 円 払い戻し額：0 円

国保税に滞納があり、

① 限度額適用認定証が利用できない方や、
マイナ保険証で限度額を超える支払いが免除されない方などは

② 高額療養費貸付制度

 を利用することができます！

あなたが窓口で支払う額（一部負担金）のうち、
自己負担限度額を超える分の 9 割を、郡山市国保から医療機関に
支払うため、窓口では、自己負担限度額と残りの 1 割を支払うだけ
で済みます。

※窓口負担額：82,000 円 払い戻し額：24,400 円

窓口負担が増えます
+24,400円

③ 高額療養費

の申請をしましょう。

一部負担金と自己負担限度額との差額が払い戻されます。



※窓口負担額：300,000 円 払い戻し額：242,400 円

窓口負担が増えます
+218,000円

●各手続について●

① 限度額適用認定証

- ・資格確認書又は被保険者証
- ・個人番号が分かるもの及び本人確認書類

申請窓口

- ・国民健康保険課(西庁舎1階)
- ・各行政センター・連絡所

② 高額療養費貸付制度

申請に必要なもの

- ・マイナ保険証、資格確認書、被保険者証のうちいずれか1つ
- ・医療費請求明細書
(ウェブサイトよりダウンロード可能、医療機関が記載済のもの)
- ・通帳(世帯主名義のもの)
- ・個人番号が分かるもの及び本人確認書類

申請窓口

- ・国民健康保険課(西庁舎1階)

③ 高額療養費

申請に必要なもの

- ・マイナ保険証、資格確認書、被保険者証のうちいずれか1つ
- ・領収書(原本)
- ・通帳(世帯主名義のもの)
- ・個人番号が分かるもの及び本人確認書類
- ・世帯主の印鑑(複数月ある場合)

申請窓口

- ・国民健康保険課(西庁舎1階)
- ・各行政センター・連絡所



申請書はダウンロードできるよ。
詳しい国保の情報もチェックできます。

郡山市ウェブサイト <http://www.city.koriyama.lg.jp/>



- [トップページ](#) → [くらし](#) →
- [国民健康保険・後期高齢者医療](#)
- [国民健康保険の給付](#)
- [国民健康保険の給付](#)
- [各申請書等のダウンロード](#)

●自己負担限度額を知るには、所得の申告が必要です●

未申告の場合、1月1日にお住まいの市町村にて前年(1月～12月)の所得を申告して下さい。

<郡山市の場合>

申告場所

郡山市役所市民税課(西庁舎2階)
電話 024-924-2081

申請の際に持参するもの

申告書の控え

<他市町村の場合>

申告場所

その住所の役所

申請の際に持参するもの

所得額・住民税課税額証明書

(①所得の金額②住民税課税非課税の別の2点に分かる証明書)



(※申告の方法については、各申告場所へお問い合わせ下さい。)